防衛庁訓令第７４号

装備品等の部隊使用に関する訓令を次のように定める。

平成１９年８月２５日

防衛大臣　小池　百合子

装備品等の部隊使用に関する訓令

改正　平成27年 10月1日省訓第39号

（目的）

第１条　この訓令は、装備品等（防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１３号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）を部隊の使用に供する場合の手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（訓令の適用範囲）

第２条　装備品等を部隊の使用に供する場合の手続に関しては、別に定めのある場合を除いては、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）部隊使用　装備品等を部隊の使用に供することをいう。

（２）重要装備品等　装備品等のうち、部隊使用について防衛大臣の承認を得る必要のあるものであって、別表に掲げるもの（基本的な性能、諸元、構造その他の事項が部隊使用に適していることが明らかな市販品を除く。）をいう。

（３）幕僚長　陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。

（部隊使用の承認）

第４条　幕僚長は、重要装備品等を部隊の使用に供する必要がある場合には、その名称及び性能、諸元、構造その他の事項が部隊使用に適していることを証する資料を付して防衛大臣に申請し、部隊使用について承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

（１）アメリカ合衆国から供与を受ける場合

（２）試験的に使用する場合

（３）装備取得委員会の審議を経て、実用試験に係る重要装備品等が部隊の使用に供し得ると防衛大臣が通知した場合

２　幕僚長は、既に部隊の使用に供されている重要装備品等の名称、性能、諸元、構造その他の事項を変更しようとする場合は、当該変更事項及び変更の理由並びに変更す

る性能、諸元、構造その他の事項が部隊使用に適していることを証する資料を付して防衛大臣に申請し、部隊使用について承認を受けなければならない。ただし、試験的に使用する場合及び部隊使用の適否に影響を及ぼさない軽微な変更である場合は、この限りではない。

（緊急時における部隊使用の手続）

第５条　幕僚長は、自衛隊の任務を遂行するに当たり、重要装備品等を緊急に部隊の使用に供する必要があると認めるときは、前条第１項の規定にかかわらず、その性能、諸元、構造等を示す資料を付して防衛大臣に申請し、緊急の部隊使用について承認を求めることができる。ただし、この場合は、使用する部隊の名称及び部隊で使用する場合の留意事項を当該資料に明記しなければならない。

２　幕僚長は、自衛隊の任務を遂行するに当たり、既に部隊の使用に供されている重要装備品等の性能、諸元、構造その他の事項を変更し、緊急に部隊の使用に供する必要があると認めるときは、前条第２項の規定にかかわらず、当該変更事項及び変更の理由並びに変更する性能、諸元、構造等を示す資料を付して防衛大臣に申請し、緊急の部隊使用について承認を求めることができる。ただし、この場合は、使用する部隊の名称及び部隊で使用する場合の留意事項を当該資料に明記しなければならない。

３　幕僚長は、前２項の規定により承認を受け、部隊の使用に供した重要装備品等について、部隊使用に適していることを証する資料を速やかに作成し、前条による防衛大臣の承認を受けなければならない。

（委任規定）

第６条　この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。

（装備品等の制式に関する訓令の廃止）

２　装備品等の制式に関する訓令（昭和２９年防衛庁訓令第２７号）は廃止する。

（装備品等の制式に関する訓令の廃止に伴う経過措置）

３　この訓令の施行の際、前項の規定により廃止された装備品等の制式に関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定に基づき現に制定されている制式装備品等の制式については、旧訓令はこの訓令の施行後も、なおその効力を有し、当該制式の廃止については、従前の例による。

（防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正）

４　防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局にお

ける専決及び代決に関する訓令（昭和３５年防衛庁訓令第５号）の一部を次のように改正する。

別表第３第５項の表中、装備政策課、システム装備課、艦船武器課、航空機課及び技術開発官の項中第２号を次のように改める。

（２）　装備品等の部隊使用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第　号）第４条及び第５条に基づく承認に関すること。

同項第３号中「制定、改正又は」を削る。

附　則（平成27年10月１日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。

別表（第３条関係）

符号	分　　類	品　　名
A	航　空　機	1　航　空　機
B	火　　器	1　火　　器
C	弾　　薬	1　弾　　薬
D	車　　両	1　防衛専用車両
E	水　中　武　器	1　水　雷　武　器 2　掃　海　器　材
F	電波器材・光波器材	1　電　波　器　材 2　光　波　器　材
G	C　4　I　シ　ス　テ　ム	1　通信・電子システム 2　指揮統制システム
H	音　響　器　材	1　音　響　器　材
I	磁　気　器　材	1　磁　気　器　材
J	ＮＢＣ器材	1　ＮＢＣ器材
K	誘　導　武　器	1　誘　導　弾 2　誘導武器システム
L	施　設　器　材	1　渡　河　器　材 2　地　雷　関　係　器　材
M	その他器材	1　鉄　　帽 2　落　下　傘
N	その他防衛大臣の指定する装　備　品	